

船舶事故調査報告書

令和3年7月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯浮標）
発生日時	令和2年11月30日 09時05分ごろ
発生場所	明石海峡航路西方灯浮標 江崎灯台から真方位272° 2.4海里付近 （概位 北緯34° 36.5′ 東経134° 56.7′）
事故の概要	油タンカー第二和光丸は、西南西進中、灯浮標に衝突した。
事故調査の経過	令和2年12月9日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	油タンカー 第二和光丸、2,018トン
船舶番号、船舶所有者等	141721、平和海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海） 甲板手、甲板部航海当直部員の資格認定有り
負傷者	なし
損傷	本船 なし 灯浮標 防護枠の曲損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮流 東南東流約3ノット
事故の経過	<p>本船は、船長ほか10人が乗り組み、船長が、操船指揮をとり、甲板長を海図台で書類の確認作業に、甲板手1人を操舵にそれぞれ当たらせ、明石海峡航路西方灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）の西方に向けて西南西進した。</p> <p>船長は、レーダーで右舷船首方に漁船群と左舷船首方に本件灯浮標を認めたものの、少しの間であれば航行に支障はないと思い、甲板手に見張りを指示し、トイレに向かう目的で降橋した。</p> <p>本船は、東南東の潮流で左方に圧流されている中、甲板手が、右舷船首方の漁船群から本船に接近する1隻の漁船（以下「本件漁船」という。）を認め、目視で動静を確認しながら西南西進中、左舷船首方の本件灯浮標が至近となっていることに気付き、慌てて自動操舵から手動操舵に切り替え、右舵を大きく取ったものの、左舷船尾部が本件灯浮標と衝突した。</p>
分析	本船は西南西進中、潮流で左方に圧流されている状況下、甲板手が、本件漁船の動静に注意を向けて航行を続けたことから、本件灯浮標に接近していることに気付くのが遅れ、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が西南西進中、潮流で左方に圧流されている状況下、甲板手が、本件漁船の動静に注意を向けて航行を続けたため、本

	件灯浮標に接近していることに気付くのが遅れ、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・航海当直者は、特定の対象に注意を向け過ぎず、常時、周囲の適切な見張りをを行うこと。・航海当直者は、航海の安全に疑問を感じた場合、船長その他の航海当直者にその旨を直ちに連絡すること。・船長は、航海当直前に用便を済ませておくこと。